重要なお知らせ

2025年3月10日

エコマーク使用契約者 ご 担 当 者 各位

(公財)日本環境協会 エコマーク事務局

エコマーク商品類型(認定基準)の有効期限の延長のお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素はエコマーク事業につきまして、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。 さて、2027年3月までに有効期限を迎える下表の商品類型につきましては、ガイドラインに従って見直しの検討を行った結果、有効期限を延長することになりましたのでご案内申し上げます。

なお、関係者と協議の上、必要に応じて新 Version 認定基準の策定や部分改定を順次進める予定です。

類型 番号	商品類型名	(旧)有効期限	(新)有効期限
106	情報用紙 Version3	2026/4/30	2031/4/30
107	印刷用紙 Version3	2026/4/30	2031/4/30
109	タイル・ブロック Version2	2026/8/31	2031/8/31
113	包装用紙 Version3	2026/4/30	2031/4/30
114	紙製の包装用材 Version2	2026/6/30	2031/6/30
127	消火器 Version2	2027/3/31	2032/3/31
136	リユース製品 Version1	2026/8/31	2031/8/31
155	複写機・プリンタなどの画像機器 Version1	2026/4/30	2031/4/30
163	ノンフロン加煙試験器 Version1	2026/5/31	2031/5/31
508	シェアリングサービス Version1	2027/1/31	2032/1/31

【有効期限の延長に伴うエコマーク認定期間などについて】

上表に該当する認定商品のエコマーク認定の有効期間は、延長後の有効期限まで継続されます。

なお、過去に取り交わした「エコマーク使用基本契約書」および「商品目録」の有効期間もこれに従います。改めて契約の取り交わしは行いませんので、ご了承下さい。

該当する認定商品をお持ちの事業者には、順次、個別に有効期限延長のご連絡を致します。今後とも、エコマーク事業にご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

≪本件に関するお問い合わせ先≫

公益財団法人日本環境協会 エコマーク事務局 契約・監査課 〒101-0032 東京都千代田区岩本町 1-10-5 TMM ビル 5 階

TEL:03-5829-6286 メールアドレス: <u>keiyaku@ecomark.jp</u>

ウェブサイト: https://www.ecomark.jp